

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和5年3月10日（金）

（案件名）

- ・ 令和4年度地方債に係る同意等（最終協議分）について（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

内村地方債管理官（内線 23392）

【根拠法令】

○地方財政法（昭和23年法律第109号）

（地方債の協議等）

第5条の3

地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。

11 総務大臣は、第1項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第5条の4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

三 地方債の元利償還金の支払を遅延している地方公共団体

四 過去において地方債の元利償還金の支払を遅延したことがある地方公共団体のうち、将来において地方債の元利償還金の支払を遅延するおそれのあるものとして政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

五 前条第一項の規定による協議をせず、若しくは同条第六項の規定による届出をせず、又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けずに、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

六 前条第一項の規定による協議をし、若しくは同条第六項の規定による届出をし、又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けるに当たつて、当該協議若しくは届出又は許可に関する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為をした地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第1項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第1項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

7 総務大臣は、第1項、第3項及び第4項の総務大臣の許可並びに第1項第4号から第6号までの規定による指定及び第2項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

○地方財政法施行令（昭和 23 年法律第 267 号）

（地方債の協議の相手方等）

第 2 条

- 3 都道府県知事は、法第 5 条の 3 第 1 項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 5 総務大臣は、第 3 項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債の許可手続）

第 21 条

- 法第 5 条の 4 第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定により、地方公共団体が地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第 2 号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 3 都道府県知事は、第 1 項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。
 - 5 総務大臣は、第 3 項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

令和4年度地方債同意等額（最終協議分）について

以下のとおり、地方財政法第5条の3第1項並びに第5条の4第1項、第3項及び第4項又は地方財政法施行令第2条第3項、第21条第3項の規定に基づき、地方公共団体から協議又は許可申請のあった地方債について、提出書類を確認の上、同意又は許可を行う。

1. 今回の同意等額について

(単位：億円)

	同意等額 (最終協議分) (A)	既同意等額・ 届出額 (B)	合計 (A+B)	地方債計画額
通常収支分	(1) 4,454	(300) 117,827	(301) 122,280	(334) 116,228
東日本 大震災分	(-) -	(0.01) 12	(0.01) 12	(1) 15
総計	(40) 4,454	(300) 117,839	(301) 122,292	(335) 116,243

※1 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※2 () 書きは国の予算等貸付金債であり、外数である。

※3 ①令和4年度当初予算分と②令和4年度補正予算(第2号)分の内訳は次のとおり。

①令和4年度当初予算分：1,209億円、②令和4年度補正予算(第2号)分：3,245億円

2. 今回同意等を行う主な事業債について

(1) 令和4年度当初予算分

災害復旧事業債(332億円)、学校教育施設等整備事業債(112億円)、
公共施設等適正管理推進事業債(93億円)

(2) 令和4年度補正予算分

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債(1,209億円)、学校教育施設等整備事業債(878億円)、
災害復旧事業債(306億円)

3. 今後のスケジュール

3月14日(火)に同意等予定

○ 地方債同意等額について(令和4年度 最終協議(当初分))

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既同意等額 (第1次分+第2次分 +届出(2月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	56,717	68,620	927	69,547	▲12,830	122.6%
公共事業等	15,905	17,799	88	17,888	▲1,983	112.5%
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業※※	-	710	41	752	▲752	皆増
公営住宅建設事業	1,090	2,078	17	2,095	▲1,005	192.2%
災害復旧事業	1,127	1,665	332	1,997	▲870	177.2%
教育・福祉施設等整備事業	3,707	6,574	155	6,729	▲3,022	181.5%
学校教育施設等	1,454	2,977	112	3,089	▲1,635	212.4%
社会福祉施設	367	609	3	612	▲245	166.7%
一般廃棄物処理	807	1,925	28	1,954	▲1,147	242.1%
一般補助施設等	542	699	10	710	▲168	130.9%
施設(一般財源化分)	537	364	1	365	172	68.0%
一般単独事業	28,013	31,136	288	31,424	▲3,411	112.2%
一般	2,411	7,705	33	7,738	▲5,327	321.0%
地域活性化	690	1,219	16	1,235	▲545	179.0%
防災対策	871	616	3	619	252	71.1%
地方道路等	3,221	5,491	12	5,503	▲2,282	170.8%
旧合併特例	5,500	2,974	53	3,027	2,473	55.0%
緊急防災・減災	5,000	3,266	28	3,294	1,706	65.9%
公共施設等適正管理	5,220	5,556	93	5,649	▲429	108.2%
緊急自然災害防止対策	4,000	3,384	47	3,431	569	85.8%
緊急浚渫推進	1,100	924	3	927	173	84.3%
辺地及び過疎対策事業	5,730	5,860	6	5,866	▲136	102.4%
辺地対策	530	542	0.3	543	▲13	102.4%
過疎対策	5,200	5,317	6	5,323	▲123	102.4%
公共用地先行取得等事業	345	496	-	496	▲151	143.8%
行政改革推進	700	1,699	0.01	1,699	▲999	242.7%
調	100	602	-	602	▲502	601.8%
公営企業債	26,477	26,074	40	26,115	369	98.6%
水道事業	5,566	6,127	7	6,134	▲568	110.2%
工業用水道事業	300	310	-	310	▲10	103.3%
交通事業	1,963	1,860	0.003	1,860	103	94.8%
電気事業・ガス事業	288	289	-	289	▲1	100.2%
港湾整備事業	689	627	1	628	61	91.1%
病院事業・介護サービス事業	4,193	4,025	15	4,039	154	96.3%
市場事業・と畜場事業	379	213	8	222	157	58.4%
地域開発事業	840	922	0.4	922	▲82	109.8%
下水道事業	12,181	11,596	9	11,605	576	95.3%
観光その他事業	78	99	-	99	▲21	127.5%
(公営企業退職手当債)	-	7	-	7	▲7	皆増
臨時財政対策債	17,805	16,727	241	16,968	837	95.3%
退職手当債	800	414	-	414	386	51.7%
国の予算等貸付金債	(334)	(300)	(1)	(301)	(33)	(90.0%)
合計	(334)	(300)	(1)	(301)	(33)	(90.0%)
減収補填債(5条分)	-	55	-	55	▲55	皆増
減収補填債(特例分)	-	26	-	26	▲26	皆増
借換債	-	-	-	-	-	-
総計	(334)	(300)	(1)	(301)	(33)	(90.0%)
	101,799	111,916	1,209	113,124	▲11,319	111.1%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※※ 本省繰越分の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既同意等額 (第1次分+第2次分 +届出(2月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	10	10	-	10	0.4	96.5%
公営住宅建設事業	8	8	-	8	0.4	94.6%
災害復旧事業	1	-	-	-	1	-
一般補助施設等※※	-	2	-	2	-	皆増
一般単独事業	1	0.05	-	0.05	1	4.8%
公営企業債	5	2	-	2	3	45.6%
水道事業	5	2	-	2	3	45.6%
国の予算等貸付金債	(1)	(0.01)	(-)	(0.01)	(1)	(1.1%)
総計	(1) 15	(0.01) 12	(-) -	(0.01) 12	(1) 3	(1.1%) 79.5%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合 計

	地方債計画額 A	既同意等額 (第1次分+第2次分 +届出(2月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	(334) 101,799	(300) 111,916	(1) 1,209	(301) 113,124	(33) ▲11,319	(90.0%) 111.1%
2 東日本大震災分	(1) 15	(0.01) 12	(-) -	(0.01) 12	(1) 3	(1.1%) 79.5%
合 計	(335) 101,814	(300) 111,928	(1) 1,209	(301) 113,136	(34) ▲11,315	(89.7%) 111.1%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

○ 地方債同意等額について(令和4年度 最終協議(補正(第2号)分))

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 (追加分) A	既同意等額 (第2次分+届出 (2月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	1,117	433	915	1,348	▲ 231	120.7%
公共事業等	-	-	-	-	-	-
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	-	-	-	-	-	-
公営住宅建設事業	-	1	-	1	▲ 1	皆増
災害復旧事業	1,081	255	306	561	520	51.9%
教育・福祉施設等整備事業	-	112	504	616	▲ 616	皆増
学校教育施設等	-	43	478	521	▲ 521	皆増
社会福祉施設	-	-	1	1	▲ 1	皆増
一般廃棄物処理	-	69	25	93	▲ 93	皆増
一般補助施設等	-	-	-	-	-	-
施設(一般財源化分)	-	-	-	-	-	-
一般単独事業	-	60	98	158	▲ 158	皆増
一般	-	18	6	24	▲ 24	皆増
地域活性化	-	-	1	1	▲ 1	皆増
防災対策	-	-	0.3	0.3	▲ 0.3	皆増
地方道路等	-	24	19	43	▲ 43	皆増
旧合併特例	-	16	27	43	▲ 43	皆増
緊急防災・減災	-	-	21	21	▲ 21	皆増
公共施設等適正管理	-	2	24	26	▲ 26	皆増
緊急自然災害防止対策	-	-	-	-	-	-
緊急浚渫推進	-	-	-	-	-	-
辺地及び過疎対策事業	36	5	8	13	23	36.3%
辺地対策	4	1	-	1	3	27.6%
過疎対策	32	4	8	12	20	37.3%
公共用地先行取得等事業	-	-	-	-	-	-
行政改革推進	-	-	-	-	-	-
調整	-	-	-	-	-	-
公営企業債	1,520	163	245	409	1,111	26.9%
水道事業	837	-	0.3	0.3	837	0.0%
工業用水道事業	50	-	6	6	44	11.4%
交通事業	38	5	17	22	16	57.0%
電気事業・ガス事業	-	-	-	-	-	-
港湾整備事業	-	-	-	-	-	-
病院事業・介護サービス事業	-	-	-	-	-	-
市場事業・と畜場事業	55	-	53	53	2	96.0%
地域開発事業	-	-	-	-	-	-
下水道事業	540	158	170	328	212	60.8%
観光その他事業	-	-	-	-	-	-
臨時財政対策債	-	-	-	-	-	-
退職手当債	-	-	-	-	-	-
補正予算債	11,792	5,314	2,084	7,398	4,394	62.7%
国の予算等貸付金債	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
合計	14,429	5,911	3,245	9,155	5,274	63.5%
減収補填債(5条分)	-	-	-	-	-	-
減収補填債(特例分)	-	-	-	-	-	-
借換債	-	-	-	-	-	-
総計	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-
	14,429	5,911	3,245	9,155	5,274	63.5%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 (追加分) A	既同意等額 (第2次分+届出 (2月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	-	-	-	-	-	-
公営住宅建設事業	-	-	-	-	-	-
災害復旧事業	-	-	-	-	-	-
一般補助施設等※※	-	-	-	-	-	-
一般単独事業	-	-	-	-	-	-
公営企業債	-	-	-	-	-	-
水道事業	-	-	-	-	-	-
国の予算等貸付金債	-	-	-	-	-	-
総計	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	-

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合計

	地方債計画額 (追加分) A	既同意等額 (第2次分+届出 (2月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	(-) 14,429	(-) 5,911	(-) 3,245	(-) 9,155	(-) 5,274	- 63.5%
2 東日本大震災分	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	- -
合計	(-) 14,429	(-) 5,911	(-) 3,245	(-) 9,155	(-) 5,274	- 63.5%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

○ 地方債同意等額について(令和4年度 最終協議(補正(第2号)分))【補正予算債の内訳のみ】

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 (追加分) A	既同意等額 (第2次分+届出 (2月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	(11,792)	(5,314)	(2,084)	(7,398)	(4,394)	(62.7%)
公共事業等	(1,587)	(891)	(331)	(1,222)	(365)	(77.0%)
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	(8,179)	(4,321)	(1,209)	(5,530)	(2,649)	(67.6%)
公営住宅建設事業	(14)	-	(12)	(12)	(2)	(84.6%)
災害復旧事業	-	-	-	-	-	-
教育・福祉施設等整備事業	(1,921)	(101)	(519)	(620)	(1,301)	(32.3%)
学校教育施設等	(1,381)	(42)	(398)	(440)	(941)	(31.8%)
社会福祉施設	(63)	(18)	(7)	(25)	(38)	(39.7%)
一般廃棄物処理	(26)	-	(3)	(3)	(23)	(11.5%)
一般補助施設等	(451)	(41)	(112)	(153)	(298)	(33.9%)
施設(一般財源化分)	-	-	-	-	-	-
一般単独事業	(91)	(1)	(13.5)	(15.0)	(76)	(16.5%)
一般	(41)	(1)	(10)	(12)	(29)	(28.6%)
地域活性化	(50)	(0)	(3)	(3)	(47)	(6.6%)
防災対策	-	-	-	-	-	-
地方道路等	-	-	-	-	-	-
旧合併特例	-	-	-	-	-	-
緊急防災・減災	-	-	-	-	-	-
公共施設等適正管理	-	-	-	-	-	-
緊急自然災害防止対策	-	-	-	-	-	-
緊急浚渫推進	-	-	-	-	-	-
辺地及び過疎対策事業	-	-	-	-	-	-
辺地対策	-	-	-	-	-	-
過疎対策	-	-	-	-	-	-
公共用地先行取得等事業	-	-	-	-	-	-
行政改革推進	-	-	-	-	-	-
調整	-	-	-	-	-	-
公営企業債	-	-	-	-	-	-
水道事業	-	-	-	-	-	-
工業用水道事業	-	-	-	-	-	-
交通事業	-	-	-	-	-	-
電気事業・ガス事業	-	-	-	-	-	-
港湾整備事業	-	-	-	-	-	-
病院事業・介護サービス事業	-	-	-	-	-	-
市場事業・と畜場事業	-	-	-	-	-	-
地域開発事業	-	-	-	-	-	-
下水道事業	-	-	-	-	-	-
観光その他事業	-	-	-	-	-	-
臨時財政対策債	-	-	-	-	-	-
退職手当債	-	-	-	-	-	-
補正予算債	-	-	-	-	-	-
国の予算等貸付金債	-	-	-	-	-	-
合計	(11,792)	(5,314)	(2,084)	(7,398)	(4,394)	(62.7%)
減収補填債(5条分)	-	-	-	-	-	-
減収補填債(特例分)	-	-	-	-	-	-
借換債	-	-	-	-	-	-
総計	(11,792)	(5,314)	(2,084)	(7,398)	(4,394)	(62.7%)

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 (追加分) A	既同意等額 (第2次分+届出 (2月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
一般会計債	-	-	-	-	-	-
公営住宅建設事業	-	-	-	-	-	-
災害復旧事業	-	-	-	-	-	-
一般補助施設等※※	-	-	-	-	-	-
一般単独事業	-	-	-	-	-	-
公営企業債	-	-	-	-	-	-
水道事業	-	-	-	-	-	-
国の予算等貸付金債	-	-	-	-	-	-
総計	-	-	-	-	-	-

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合計

	地方債計画額 (追加分) A	既同意等額 (第2次分+届出 (2月分まで)) B	同意等額 C	合計 D=B+C	計画残額 E=A-D	割合 D/A
1 通常収支分	(11,792)	(5,314)	(2,084)	(7,398)	(4,394)	(62.7%)
2 東日本大震災分	-	-	-	-	-	-
合計	(11,792)	(5,314)	(2,084)	(7,398)	(4,394)	(62.7%)

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。